第２回東アジア男女共同参画担当大臣会合
ニューデリー閣僚共同コミュニケ（暫定訳）
（原文は英語）

前文

１．我々、女性のエンパワーメント及びジェンダー平等を主導する、東アジア諸国[1]の大臣、その代理、及びその他の国家機関代表は、2007 年 12 月 6 日及び 7 日、ニューデリーに集い、ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する域内大臣会合に出席した。

２．1995 年に北京において開催された第４回世界女性会議における女性の人権及びジェンダー平等の実現のためのコミットメント、北京+5 成果文書、2005 年の第 49 回婦人の地位委員会における北京+10 レビューに関する決議、及び 2000 年 9 月の、ミレニアム宣言における、また、ミレニアム開発目標（ＭＤＧs）を通じたコミットメントを想起し、再確認する。

３．ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントの推進をうたったＭＤＧs のゴール３はそれ自体が目標であるが、それは８つ全てのゴールを達成するための鍵であることを理解している。このことは、「女性にとっての発展が全ての人々にとっての発展」であることを再確認した 2005 年 9 月にニューヨークで開催された世界サミットにおいても明確に宣言されたところである。各ＭＤＧゴールにおけるジェンダー格差や不平等の是正に協調して取り組むこと無しには、それらのゴールを達成することはできない。

４．女子差別撤廃条約（ＣＥＤＡＷ）は、女性の男性と同等の市民権及び文化的・経済的・政治的・社会的権利の享受並びにこれを達成するためのあらゆる形態の差別の撤廃を規定していることを想起する。

５．真の課題は、全ての地域及び全ての国における北京行動要綱と女子差別撤廃条約の条項の迅速かつ完全な実行であり、このためには、断固とした政治的意志とリーダーシップ、戦略的パートナーシップ、革新的思考、十分な資源が必要であることを理解している。

６．この第２回東アジア男女共同参画担当大臣会合が、共通の課題、ベスト・プラクティス、経験について議論、共有し、共に未来に向けての戦略を立てるための独特の機会を再び提供してくれることを想起する。

---

[1] 第一回東アジアサミットに関連した 16 カ国は、アセアン 10 カ国、中国、日本、韓国、インド、NZ、オーストラリアを指す。

我々は以下の分野における課題を認識する：

７．グローバル化は、新たな機会をもたらし、経済成長を促進する一方、特に、ジェンダー、人種、所得、民族などに基づく不平等や格差を拡大させる可能性がある。課題は、潜在する負の影響を減らしながら、グローバル化がもたらす機会を活用できるようになることである。

８．女性の貧困の増大と移住の増加もまた懸念される分野である。移住は、供給国・受入国のいずれにも経済的利益をもたらす一方で、安全でなく正式書類のない、特に女性の移民は、大きなリスクに晒され、女性の人身取引につながることがある搾取や虐待に対して脆弱な立場に置かれる。課題は、女性が搾取され虐待されることがないようにする一方、女性が移動の自由や雇用の選択肢を持つことを確実にすることである。

９．必要な資格の欠如、公的訓練の欠如、保育支援の不存在、社会・文化的制約、またそれ以外に選択肢がない、等の理由により、女性は家庭内労働者となる。家庭内労働は急速に世界的に雇用の一層重要な源となっている。世界中で、フォーマル部門の労働組合のある職場で働く労働者は減少しており、一層多くの人々、特に女性が、インフォーマル部門で、多くは自宅で働いている。家庭内労働者は、人々から見えず、認識されず、またいくつかの国々では、法律で保護されていない。家庭内労働者は、交渉力や社会保護が与えられておらず、搾取に直面し、労働の季節性の影響を受けている。このため、賃金は非常に低く、契約は安心できるものではない。そして、域内において、家庭内労働の統一された定義が存在しない。

１０．商業的性的搾取、強制労働、強制された結婚、臓器移植を目的とする女性や子どもに関する暴力及び人身取引に対して、特に社会から取り残された集団の女性は一層脆弱な立場に置かれている。このことは、国境が開放される中、一層加速された。域内における最大の課題の一つは、この大金の動く人間の苦痛の貿易を終了させることである。

１１．あらゆるレベル及び政治、行政、司法を含むあらゆる領域における意思決定過程への女性の参画とリーダーシップは男性と平等ではない。女性と男性との平等なパートナーシップは、ジェンダー平等や女性のエンパワーメントの達成に向けた前提条件である。課題は、個人、社会、政府といったあらゆるレベルにおける力関係を変えることにより、公平で持続可能な社会を確立することである。

１２．我々の地域には、伝統的な性別役割分担や性別を基にした労働分業を補強している男女の固定的役割分担意識や社会的分業が存在する。女性の疎外、過重労働、ケアの負担は、女性がその潜在能力を完全に発揮することを妨げ、女性の成長、開発を妨げることがある。域内の多くの女性は良いワーク・ライフ・バランスを求めて奮闘している。課題は、責任と機会の配分を一層平等かつ公正なものとすることであり、このことは女性と男性双方の生活の質の向上につながるものである。

そのため、我々は、以下の事項に対し、権利ベースと成果ベースのアプローチをとり、我々の努力や行動を優先させることを合意する。

13. あらゆるレベルの意思決定過程における女性の参画とリーダーシップを推進する

(i) 女性の国会議員が、その選出された院における討議や決定に参画し貢献できるような能力育成と環境づくりを行う。

(ii) 意思決定における女性の対等な参画を妨げる規定を、必要に応じて、撤廃又は変更する。

(iii) 立法、司法、行政、役員、民間部門及び地域社会における、あらゆるレベルの意思決定において、女性がより参画できるようにするため、ポジティブアクション及び対策を、必要に応じて、推進し、採用する。

(iv) 職場におけるジェンダー平等及び指導的立場における女性を推進するための政策を採用し、ジェンダー平等及び指導的立場における女性を推進する職場を推奨する。

14. 女性や子どもの人身取引を含む女性に対する暴力を防止する

i) 特に女性と子どもの人身取引を含む女性に対する暴力（VAW）に取り組むため、権利を重視した法規定や行政改革を行う。

ii) 司法制度と関係当局を、女性に対する暴力及び女性と子どもの人身取引により対応するようにする。

iii) 女性に対する暴力及び女性と子どもの人身取引に対応するため、ジェンダーに敏感な地域に根ざした介入を推進・強化する。

iv) 女性に対する暴力や女性や子どもの人身取引に対する無寛容（ゼロトレランス）を促進するため、市民社会を強化する。

15. 家庭内労働者を認識し、組織化し、エンパワーする

i) 域内における、家庭内労働者についての共通の定義と理解を特定する。

ii) 以下の事項に取り組むため、利害関係者と協議の上、政府に対し、必要に応じて、家庭内労働者に関する国家政策を策定することを推奨する。

(a) 最低限の保護：すなわち、最低賃金、労働安全衛生施策、及び住居・作業場の改修計画

(b) 社会的保護：すなわち、生命保険・健康保険、医療へのアクセス、保育、年金、障害手当金、出産給付金、住宅及び識字化プログラム

(c) 経済的保障：すなわち、市場へのアクセス、原材料、市場インフラ、技術、技能訓練、貿易関連の能力開発、貸付、情報といった経済資源へのアクセス、及び家庭内労働者の商品の市場における保護

(d) 声とガバナンス：（家庭内）労働者に団体交渉へのアクセスを与え、HomeNet その他の、家庭内労働者の声を反映させるフォーラムの存在を知らしめ、家庭内労働者が団結し運動を起こすことができるよう資源的支援を提供する。

16. ジェンダー平等・公平のための制度的メカニズムを構築・強化する

I. 女性省や国家委員会等の女性に関する国内本部機構（ナショナル・マシナリー）に、適切かつ十分な権限や地位を確保する。
II. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを達成する観点から、国内本部機構が「ジェンダー主流化の擁護者」の役割を果たすため、上記に適切に資源、すなわち財政的・人的資源が提供されることを確保する。
III. 政府及び非政府機関に、その政策やプログラムに女性の人権とジェンダー問題の視点を取り入れ、適切にジェンダーを取り扱うシステムを確立することを推奨する。
IV. 女性に対して差別的な法律を撤廃及び／又は改正する。
V. あらゆるレベルにおいてジェンダー予算が配分され、支出されることを推進及び／又は確保する。
VI. ジェンダーに公正な社会をつくるに際し、男性の参画を推進する。
VII. 企業の社会的責任を高め、推奨する。
VIII. 女性団体や市民社会組織とのパートナーシップを強化する。
IX. ジェンダーの視点に敏感なメディアを推進する。
X. 相互補完のプロセスとして、北京行動綱領、女子差別撤廃条約及びミレニアム開発目標（MDGs）の間の連繋を確保する。

17. ジェンダー統計、ジェンダー分析及びジェンダー予算のためのシステムを構築する

(i) 女性の地位向上とジェンダー平等のための戦略をつくる際において、ジェンダー関連の諸問題、女性の関心事を分析・特定し、格差や不均衡を究明するため、性別データ及びジェンダー関連統計を収集すること。
(ii) 女性の社会に対する貢献をより適切に評価し測定するため、女性の無償労働を定量化する手法を開発する。

結論

18. 我々は、ジェンダーを主流化し、ジェンダー平等を達成するため、リーダーシップを取り続けることを誓約し、政治的意志を要請する。このフォーラム、すなわち東アジア男女共同参画担当大臣会合の利点を認識し、我々は、定期的に隔年会合を開催することにより、この地域のジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための我々のパートナーシップと協働をさらに強固にすることを、ここに表明する。